

令和2年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年3月24日(水) 13:30~15:30

2. 開催場所

岐阜県水産会館3階 会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 10名

4. 議事事項

議第13号 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部変更について

議第14号 遊漁規則の一部変更について

議第15号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事務局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会長	議事録署名者を依頼。
【議第13号】 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部変更について	
事務局	<p>漁業法の改正に伴い議事録の公表方法を見直すとともに関係漁協等の参考人の会議への出席に関する規定を設けるため、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定を一部変更するもの。</p> <p>【変更内容】</p> <p>「第9条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係する漁業協同組合等の参考人の会議への出席を求めることができる。2 参考人が発言しようとするときは、会長の了承を受けなければならない。3 参考人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲を超えてはならない。」を新設する。また、議事録の公表については、「第12条 議事録は、一般の縦覧に供する。」を「第13条 議事録は、インターネットの利用その他適切な方法により公表する。2 前項の公表の期間は、当該公表の日から3年間とする。」に変更するもの。</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人の会議への出席については、「議題に関係する漁協が希望する場合には参考人として意見を述べられるようにする」という方向性を前回委員会において決めたことから、事務規定に参考人の出席について定めるもの。 ・旧漁業法では、「会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。」であったが、新漁業法では「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」と改正されたため、併せて、内水面漁場管理委員会事務規定も変更するもの。また、農林水産省令の漁業法施行規則において、漁業法第140条の議事録の公表期間は、3年間とされていますので、それにあわせて変更するもの。 <p>実際の運用としては、議事録については、縦覧に供するよう準備するとともに、ホームページ上でも閲覧できるようにする。なお、ホームページに公開する際には、出席委員、議事録署名者及び発言委員の名前を削除。</p>
委員	参考人として参加したい場合いつから申請できるのか。

事務局	関係のある議案がある場合、事前に事務局で参加希望を聞くこととする。
委員	「漁業協同組合等」の“等”の想定は何か。
事務局	参考人の例として漁業協同組合を挙げており、専門家も出席できるように“等”と記載している。
委員	参考人の例示をするのであれば、参考人の後ろにカッコ書きで示したほうがわかりやすいのではないか。
事務局	委員の意見を基に、原案を「第9条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係する漁業協同組合等の参考人の会議への出席を求めることができる。」から「第9条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係する参考人（漁業協同組合、専門家等）の会議への出席を求めることができる。」に修正。
委員	他の行政委員の議事録では、発言委員の名前はでてくるのか。
事務局	公開されている会議については、発言委員の名前を記載している場合が多い。ただし、当委員会では過去にホームページを見た方から委員個人へ直接苦情があったため、ホームページで公開する議事録については委員の個人名は削除する案とした。
委員	名前がでることで発言に責任を持つ一方で、圧力によって自由に発言ができなくなることもある。
<p>原案「第9条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係する漁業協同組合等の参考人の会議への出席を求めることができる。」を「第9条 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係する参考人（漁業協同組合、専門家等）の会議への出席を求めることができる。」に修正し、可決。</p>	
<p>【議第14号】遊漁規則の一部変更について</p>	
事務局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。申請漁業協同組合は、郡上、津保川、益田川上流、宮川下流、高原川の5漁業協同組合</p> <p>○各漁協遊漁規則の変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権番号内共第17号、郡上漁業協同組合 <p>【変更内容】</p> <p>1. 禁止区域における対象魚種の変更</p> <p>対象魚種が「アユを除く全魚種」となっている区域について、「全魚種」と変更</p>

2. 遊漁承認証の交付に係るオンラインシステムの導入

【変更理由】

1. 該当区域は、溪流魚の資源保護のため設定された区域であり、アユは生息しておらず、そもそもアユ漁は行われていないため、実状にあわせた標記にするため。

2. 遊漁者の利便性を高めるため。

【妥当性】

1. 実状にあわせ是正するもの。行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。

2. 遊漁者の利便性を高める取り組みである

・ 漁業権番号内共第19号津保川漁業協同組合

【変更内容】

釣り専用区の新設

関市中之保地内の若栗橋から下流390mまでの区域を釣り専用区にするもの。期間は5月11日以降で組合が定めて公示する日から9月30日までであり、漁具・漁法は竿釣りとする。

【変更理由】

遊漁者から長く友釣りを楽しみたいという強い要望があったため。

【妥当性】

行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。

・ 漁業権番号内共第30号、益田川上流漁業協同組合

【変更内容】

1 遊漁料の額の変更

アユの年釣遊漁料を現行の12,000円から13,000円に、雑魚の年釣遊漁料を現行の6,000円から7,000円に変更するもの。また、心身障害者（身体障害手帳または療育手帳の所有者）、75歳以上の者及び女性のアユの年釣遊漁料を現行の6,000円から6,500円に変更するもの。

2. 遊漁承認証の交付に係るオンラインシステムの導入

【変更理由】

1. 増殖経費の確保のため

2. 遊漁者の利便性を高めるため。

【妥当性】

1. 申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁

	<p>場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。</p> <p>2. 遊漁者の利便性を高める取り組みである</p> <p>・ 漁業権番号内共第37号、第44号、第45号宮川下流漁業協同組合</p> <p>【変更内容】 キャッチアンドリリース区間における漁具の制限 当該区域において、現行の「疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）以外の漁具・漁法による遊漁をしてはならない」を「疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック1本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない」に変更するもの。</p> <p>【変更理由】 当該漁場における疑似餌釣りで使用されている釣り針の多くは「カエシ」があり、魚体へのダメージが大きくなってしまいうため、カエシのない針とすることで、リリースをスムーズに行い、魚体へのダメージ軽減を図る。</p> <p>【妥当性】 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。</p> <p>・ 漁業権番号内共第39号、第40号高原川漁業協同組合</p> <p>【変更内容】 遊漁承認証の交付に係るオンラインシステムの導入</p> <p>【変更理由】 遊漁者の利便性を高めるため</p> <p>【妥当性】 遊漁者の利便性を高める取り組みである。</p>
委員	<p>県漁連で遊漁者を増やすような取り組みはしているのか。</p>
委員	<p>釣り専用区の新設について、どこまでが委員会で決める事項か。 例えば、ルアー釣り可能区域については、委員会で審議する案件か。 従来の規則の変更や撤廃などは委員会に諮ることになるのか。</p>
事務局	<p>漁業法において、遊漁者を制限する場合は、遊漁規則に定めなくてはならない。このため、漁協が制限内容を変更する場合は、県知事に遊漁規則の変更を申請しなければならない。県は、遊漁規則の変更認可申請があった場合には、当委員会にその内容について諮問することとされている。</p>
	<p>「意見及び異議なし」で答申することを決定。 (答申文案)</p>

岐漁管委第19号 令和3年3月24日 岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫

第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について（答申）

令和3年3月23日付け里川第501号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。

【議第15号】揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

事務局	<p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のため徳山ダム管理所長より申請があり、その是非について審議するもの。</p> <p>【申請内容概要】</p> <p>適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流部における魚類の採捕禁止 採捕する水産動物の種類及び量： 採捕禁止区域内に生息する魚類 10,000尾以内 採捕する区域： ・揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川 ・揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川 採捕の期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 漁具及び漁法：投網、タモ網、定置網、（潜水観察）</p> <p>【申請業務の概要】</p> <p>徳山ダムの湛水化以降の生物相の把握と、湛水が魚類に及ぼす影響に関する調査であり、平成15年から継続実施されている。昨年申請内容から採捕従事者の一部が転勤等により変更となっており、採捕方法は、投網、たも網、定置網になっている。申請者は、漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、徳山ダム湖、他の支流を調査対象としており、徳山ダムから上流の区域を対象に岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。</p> <p>【妥当性】</p> <p>本委員会指示は、徳山ダム建設に伴って自由漁場となった当該漁場において、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたことから、平成15年から、保護すべき箇所を選定し水産動物の採捕禁止を指示したもの。本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等については全て放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではない。</p>
委員	当該区域については、最終的には漁業権が設定されるのか。

事務局	当該区域の漁場計画を策定することにより、漁業権を免許することができる。ただし、漁業権免許を受ける漁協の有無や、ダム管理者との調整など課題がある。
委員	調査結果についてはもらっているのか。
事務局	適用除外承認書の返納と同時に調査結果が提出されている。
適応除外申請を認めることを可決。	
閉会	会長が挨拶し、閉会を宣言。